

「スポーツと競争法～

『人材と競争政策に関する検討会』報告書を踏まえて～」

2018年3月16日

TMI総合法律事務所

弁護士 渡辺伸行

1. 「役務提供者」「事業者」「労働者」としての実態
2. 「発注者/使用者」と「役務提供者」の関係性
3. スポーツ選手の移籍制限
4. スポーツ分野におけるその他の適用場面

1. 「役務提供者」「事業者」「労働者」としての実態

「報告書」 第1 2(1) 検討対象(p6)

- 「役務(提供)型の典型契約の類型としては、民法上、雇用、請負、委任等があり、本検討会ではこれら全てを検討の対象とした。ただし、これらは、本検討会における検討対象の範囲を示す一連の概念である。実務的には、混合契約・非典型契約によって行われることも多く、必ずしも典型契約だけにとどまらないことから、本報告書においては、これら全体を検討対象とはしたが、・・・」

1. 「役務提供者」「事業者」「労働者」としての実態

「報告書」 第3 労働者・労働組合と独占禁止法 (p9)

- 「・・・労働者は当然に独占禁止法上の事業者には当たらないと考えることは適切ではなく、今後は、問題となる行為が同法上の事業者により行われたものであるかどうかを個々に検討する必要がある。・・・」

「報告書」 脚注52 (p19)

- 「選手の中には、例えば、チームに社員として所属し、会社の業務も行いつつ選手として活動する者(社員選手)や、純粹にプロ選手として所属・活動する者(プロ選手)もいる。選手の移籍制限行為を評価するに際して、このことを考慮すべきとの問題提起があった。」

1. 「役務提供者」「事業者」「労働者」としての実態

- ◆ 契約形態の多様化
- ◆ 様々な契約の混在
- ◆ 「プロ」の定義
- ◆ 企業内での「スポーツ」の位置づけ
- ◆ スポーツ＝業務？
- ◆ 労働者性（労働時間、労災、社保、期間、配転、解雇etc.）
- ◆ 得られるベネフィット

2. 「発注者/使用者」と「役務提供者」の関係性

「報告書」 第4 3 人材獲得市場に特有の事情(p13)

- 「一般に、個人である役務提供者と組織力を有する企業との間には情報量・交渉力の面で大きな格差がある。」
- 「例えば、個人の役務提供者にとって、どの企業と取引をするかを決める上で、より良い条件を提示している企業の情報を収集したり、企業の提示する契約内容の是非や当否を合理的に判断するために必要となる法的知識などを備えたりすることは、必ずしも容易なことではない。法的知識を補完するため、個人の役務提供者が弁護士等の専門家に逐一助言を求めることもコスト等の観点から現実的でない場合が多い。」

2. 「発注者/使用者」と「役務提供者」の関係性

「報告書」第6 7 優越的地位の認定に当たって考慮すべき事項

- 交渉力が劣るために、発注者からその取引条件の是非や当否を合理的に判断するために必要となる情報が十分に得られなかったり、あるいは、判断に必要な法的知識等を有する又は得ることが難しい場合、ある発注者と取引条件について交渉を維持しつつ、他の発注者が提示する取引条件と比較することが困難であり、・・・」

- ◆ エージェント、選手会、アスリート委員会などの存在
- ◆ 弁護士等の専門家の活用

3. スポーツ選手の移籍制限

「報告書」 第5 3 「移籍・転職」に係る取決め(p17)

【ポイント】

○ 複数の発注者(使用者)が共同して役務提供者の移籍・転職を制限する内容を取り決めること(それに類する行為も含む。)は、独占禁止法上問題となる場合がある。

○ このような行為が役務提供者の育成に要した費用を回収する目的で行われる場合であっても、通常、当該目的を達成するための適切な他の手段があることから、違法性が否定されることはない。

○ 例えば、このような行為が、複数のクラブチームからなるプロリーグが提供するサービスの水準を維持・向上させる目的で行われる場合、そのことも考慮の上で、独占禁止法上の判断がなされる。

3. スポーツ選手の移籍制限

脚注46(p18)

- 「例えば、クラブチームの承諾のないまま移籍した選手について、一定期間、試合への出場を禁止する場合がある。この際、選手として第一線で活動できる期間との対比で、出場禁止の期間が長期に設定されている場合には、移籍を抑止する効果が強く働く。」

3. スポーツ選手の移籍制限

(p19)

- 「例えば、スポーツ分野においては、複数のクラブチームが共同することで初めてプロリーグという一つの事業が成立する場合があるが、そのとき、複数のクラブチームが共同して選手の移籍を制限する行為はプロリーグの魅力を高めることを通じて消費者に対して提供するサービスの水準を維持・向上させる目的から行われているとの主張がある。／これは、人材獲得市場における競争は阻害されるものの商品・サービス市場における競争は促進され、またこれを通じて人材獲得市場における競争も促進されるという主張と考えられる。」

3. スポーツ選手の移籍制限

脚注50(p19)

- シーズン中の選手の移籍を制限することでシーズン中のクラブチームの戦力の変化を抑止する、特定のチームに優秀な選手が集中することを防止してクラブチーム間の戦力の均衡を図る、各クラブチームが計画的にその戦力を強化することができるようになることを通じて、プロリーグの魅力を高めることになるという主張がある。

脚注52(p19)

- 「選手の中には、例えば、チームに社員として所属し、会社の業務も行いつつ選手として活動する者(社員選手)や、純粹にプロ選手として所属・活動する者(プロ選手)もいる。選手の移籍制限行為を評価するに際して、このことを考慮すべきとの問題提起があった。」

3. スポーツ選手の移籍制限

◆ 参考

□ ジャパンラグビートップリーグ規約 第93条〔選手の移籍〕（抜粋）

「1. 前所属チーム（JRTL加盟チームであるか否かを問わない）を退部し、JRTLに加入する他チームへ移籍した選手は、JRTLが届けを受理した日より1年間公式試合には出場できない。ただし、「選手離籍証明書」を所有し、移籍前1年間に亘り所属していた前所属チームから「選手移籍承諾書」を発行されている選手は所定の選手登録手続完了後、ただちに公式試合出場が認められる。…」

□ 「移籍承諾書」制度の撤廃（第93条1項の削除）を発表（2018/2/19）

4. スポーツ分野におけるその他の適用場面

共同行為

- 「役務提供者に対して支払う対価」に係る取決め(p16)

単独行為

- 競業避止義務(p28)
- 専属義務(p31)
- 役務提供に伴う成果物の利用等の制限(p34)